**○国土交通省告示第三百四十六号**

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第十二条の規定に基づき、指定試験機関から名称の変更の届出があったので、同法第二十八条第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更前の指定試験機関の名称　財団法人マンション管理センター

二　変更後の指定試験機関の名称　公益財団法人マンション管理センター

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

**○国土交通省告示第三百四十七号**

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三十八条において準用する同法第十二条の規定に基づき、指定登録機関から名称の変更の届出があったので、同法第三十八条第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更前の指定登録機関の名称　財団法人マンション管理センター

二　変更後の指定登録機関の名称　公益財団法人マンション管理センター

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

**○国土交通省告示第三百四十八号**

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十一条の七の規定に基づき、登録講習機関から名称の変更の届出があったので、同法第四十一条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更前の登録講習機関の名称　財団法人マンション管理センター

二　変更後の登録講習機関の名称　公益財団法人マンション管理センター

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

**○国土交通省告示第三百四十九号**

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第九十四条において準用する同法第十二条の規定に基づき、マンション管理適正化推進センターから名称の変更の届出があったので、同法第九十四条において準用する同法第二十八条第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更前のマンション管理適正化推進センターの名称　財団法人マンション管理センター

二　変更後のマンション管理適正化推進センターの名称　公益財団法人マンション管理センター

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

**○国土交通省告示第三百五十号**

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五十八条第三項において準用する同法第十二条の規定に基づき、指定試験機関から名称の変更の届出があったので、同法第五十八条第三項において準用する同法第二十八条第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更前の指定試験機関の名称　社団法人高層住宅管理業協会

二　変更後の指定試験機関の名称　一般社団法人マンション管理業協会

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

**○国土交通省告示第三百五十一号**

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第六十九条の七の規定に基づき、登録実務講習実施機関から名称の変更の届出があったので、同規則第六十九条の十七第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更前の登録実務講習を行う者の名称　社団法人高層住宅管理業協会

二　変更後の登録実務講習を行う者の名称　社団法人マンション管理業協会

三　変更前の登録実務講習事務を行う事務所の名称　社団法人高層住宅管理業協会

四　変更後の登録実務講習事務を行う事務所の名称　一般社団法人マンション管理業協会

五　変更年月日　平成二十五年四月一日

**○国土交通省告示第三百五十二号**

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第六十一条の二において準用する同法第四十一条の七の規定に基づき、登録講習機関から名称の変更の届出があったので、同法第六十一条の二において準用する同法第四十一条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更前の登録講習機関の名称　社団法人高層住宅管理業協会

二　変更後の登録講習機関の名称　一般社団法人マンション管理業協会

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

**○国土交通省告示第三百五十三号**

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第九十五条第一項の規定に基づきマンション管理業者の団体の指定をした社団法人高層住宅管理業協会から、名称の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更前のマンション管理業者の団体の名称　社団法人高層住宅管理業協会

二　変更後のマンション管理業者の団体の名称　一般社団法人マンション管理業協会

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

**○国土交通省告示第三百五十四号**

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条の四第二項の規定に基づき、指定試験機関から名称変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

**○国土交通省告示第三百五十七号**

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の指定区間を変更するため同条第四項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

表百中

「

| | |
|---|---|
| 左岸 | 熊本県上益城郡御船町七滝字落見　六千二百十五番地先 |
| 御船川 | 熊本県上益城郡御船町瀧尾字北平四千八十五番、四千八十八番、四千八十九番地先の取水堰堤上流端 |
| 右岸 | 同町七滝字七滝二千二百八十一番地先 |

」を削る。

**○国土交通省告示第三百五十八号**

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）別表第六第一号から第二号の二までの国土交通大臣が告示で定める国際航海を次のように定める。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六第一号から第二号の二までの国土交通大臣が告示で定める国際航海は、次の要件を満たすものとする。

一　出港地又は寄港地から二千海里以遠の水域を航行すること。

二　本邦以外の地域の港に入港し、又は本邦以外の地域の港から出港すること。

一　変更前の指定試験機関の名称　財団法人不動産適正取引推進機構

二　変更後の指定試験機関の名称　一般財団法人不動産適正取引推進機構

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

**○国土交通省告示第三百五十五号**

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第五十条の二の五第三項の規定に基づき、指定流通機構から名称変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更前の指定流通機構の名称　社団法人西日本不動産流通機構

二　変更後の指定流通機構の名称　公益社団法人西日本不動産流通機構

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

**○国土交通省告示第三百五十六号**

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第五十条の二の五第三項の規定に基づき、指定流通機構から名称変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更前の指定流通機構の名称　社団法人近畿圏不動産流通機構

二　変更後の指定流通機構の名称　公益社団法人近畿圏不動産流通機構

三　変更年月日　平成二十五年四月一日